

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会

支部ニュース

(第 25 号)

2018 年 10 月 1 日

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会

新潟支部

発行人 支部長 五十嵐 俊彦

〒951-8141 新潟市中央区関新1丁目6番14

TEL 025(266)2270

FAX 025(266)2270

E-mail marutakasuzuki@yahoo.co.jp

第13次労働災害防止推進計画



新潟労働局 労働基準部
安全衛生課長 高橋 英人

本年4月に新潟労働局に安全衛生課長として着任しました高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
(社)日本労働安全衛生コンサルタント会新潟支部の皆様には、日頃より労働安全衛生行政の推進に御尽力頂きまして感謝を申し上げます。

貴会には、林業、農業、荷役作業(ロールボックスパレット)、受動喫煙防止等の厚生労働省受託事業や新潟労働局、各労働基準監督署の指導会への援助など各種の事業にご協力いただいていることに関してお礼申し上げます。さて、ご存じのように、本年度から死亡災害15%減、死傷災害5%減を大きな目標とした第13次労働災害防止推進計画がスタートしています。この目標達成のためにもコンサルタントの皆様方からのご協力がかかせないものです。計画の重点事項は、

- ①死亡災害の撲滅を目指す
- ②過労死等、
- ③就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- ④疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- ⑤化学物質等による健康障害の防止対策の推進
- ⑥企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- ⑦安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- ⑧国民全体の安全・健康意識の高揚等

及び林業が挙げられています。コンサルタントの皆様のお付き合いが多い業種ではないでしょうか。特に、全業種の死亡災害においては、約4分の1が墜落・転落災害ですし、死傷災害においても2割が墜落・転落災害です。墜落・転落災害を減少させるため、今年の法改正によって来年の2月からは、ハーネス型安全帯の使用が6・75m(建設業では5m)超えの高さで義務付けられ、安全帯の構造規格も変更予定ですし、高さ2m以上の作業床がない場所でもハーネス型安全帯を使用する際には特別教育の受講も必要となります。この特別教育は、経験等により一部の科目を省略できるので、専門の講習機関よりも皆様方コンサルタントの方がより細やかな対応ができそうな気がします。また、今年の10月の全国労働衛生週間スローガンは、「ここからただの健康づくり みんなで進める働き方改革」ですが、②の過労死等、労働者の健康確保対策の推進は、「働き方改革」はじめストレスチェックを含めたメンタルヘルス対策であり、13次防の目標に「仕事上の不安、

悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上」「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上」「ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上」などがあります。
⑤の化学物質等による健康障害の防止対策の推進ですが、化学品のラベル表示、安全データシート(SDS)の交付を80%以上の目標ですが、これ以外にも石綿建材が使用された建築物の解体工事の増加が予測される中で、今後の法改正等で事前調査者の資格要件や解体工事に係る事前届出の変更などが検討されているところですので。
上記の事項だけでも貴会及びコンサルタントの皆様への相談等が増加することと思われませんが、更に災害防止等に係る厚生労働省の委託事業も増加することが予想されます。行政としても皆様方のご協力が不可欠です。
どうぞ、今後とも、よろしくお願いたします。

支部長挨拶

第13次労働災害防止5ヶ年計画



支部長

労働衛生コンサルタント

五十嵐俊彦

今年度から第13次労働災害防止5ヶ年計画が開始しました。死傷者数減少を計画目標に近づける為に、努力したいと思えます。当支部の規模は小さいながら、経験豊富な人材をそろえ、インターネット等による業務の迅速な対応が可能です。労働安全衛生・業務で困った時には、ホームページより事務局へ相談いただければご希望にそえると思います。

新潟労働局長功績賞を受賞して



労働安全・衛生コンサルタント

田村三樹夫

平成30年6月29日に新潟労働局長の会議室において、新潟労働局長から功績賞をいただきました。この表彰は長年に

わたり労働安全衛生活動を活発に推進し安全衛生水準の向上に寄与した者に対して毎年行なわれているもので、身に

余る光栄と存している次第です。振り返れば、1982年から作業環境測定士として作業環境測定の定着と作業環境管理の向上に。そして、1990年から労働衛生コンサルタントとして作業環境改善に係る助言・指導及び安全衛生教育の実施等により安全衛生水準の向上に努めてまいりました。

また、(公社)日本作業環境測定協会の理事や日本労働衛生学会の監事、1998年から新潟産業保健総合支援センターの産業保健相談員等も承っており、現在も労働安全衛生コンサルタントとして、事業場の安全衛生診断や改善計画及び管理体制整備等の指導及び安全衛生教育等も担当

安全管理特別指導事業場の コンサルタント業務を通じて

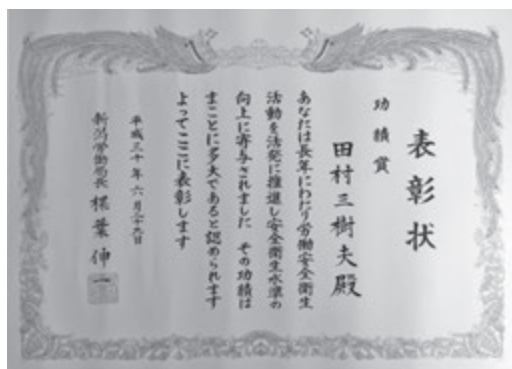


支部長
労働安全・衛生コンサルタント

横田 清士

昨年4月、以前より環境測定業務でお世話になっていA社より、「安全管理特別指導事業場」に指定されたのでその指導をお願いしたいと連絡があり、先輩コンサルタント(田村先生)の支援を得な

から改善計画の達成を目指し、コンサルタント業務を進めた。今回、その中で少しでもコンサルタント活動の参考していただければと思い、その一部を紹介いたします。「安全管理特別指導



しております。なお、今後も引続き日々精進して、とりわけ新潟県内の安全衛生水準の向上に微力ながら努めてまいる所存です。

事業場」に指定されると一連の流れは、次ページの図1のように進みます。活動例で示したように支援したコンサルタント業務の概要は、右サイドに記載した事項です。たぶん「衛生管理特別指導事業場」も同じような流れで進むものと推察します。この中で安全衛生改善計画は、指定された事業場が労働安全衛生法第78条にもとづき作成することが都道府県労働局長より事業者に指示される最重要事項です。

以下は、その構成及び改善計画内容です。

1. 安全衛生管理体制
- ① 安全衛生管理規程の整備
- ② 安全衛生委員会を軸にした職場管理体制を見直し、全体的な安全管理体制を確立する。
- ③ 総括安全衛生管理者及び各管理者の業務見直しを行い、安全衛生管理規程を改訂して、責任体制を明確にする。
- ④ 安全衛生委員会の構成員の見直しを行うとともに、委員会の審議内容の充実を図り、安全衛生管理活動を活性化する。
- ④ 各事業部のリスクアセスメントの取組みと結果を安全衛生委員会報告させ、審議する。
- ② 安全パトロール
- ① 総括安全管理者による現場の巡視を2回/月以上行い、

安全作業を点検・指導するとともに、パトロール実施報告書を作成し、必要に応じて現場責任者へ改善指示等を行う。

② 巡視時の改善指示等に対する是正報告を安全衛生委員会に報告する。

③ 第三者である労働安全コンサルタントによる安全診断から改善に繋げる。

④ リスクの抽出・見積りからリスク低減の優先度が高い作業を具体的に洗い出し、その対策を検討し必要に応じて、施設改善に繋げることを検討する。

⑤ 安全マニュアルの整備
① リスクアセスメントから作業内容、点検項目、保護具等を見直し、リスクレベルの高い作業から安全作業手順書を作成又は改訂し、教育を行う。

② 種類別有資格者リストを作成し、充足度を検討する。
③ 保護具着用基準を見直し、着用基準等をチェックリストの活用により徹底する。
④ 健康診断実施後のフォローを励行する。

⑤ 安全衛生教育
① 新規雇用者（配置転換の者も含む）教育及び再雇用者（季節雇用）教育を行う。
② 事業部安全教育により、同業種の類似労働災害を未然

防止する。
③ 季節雇用者安全教育により慣れや不注意による労働災害を未然防止する。
④ 森林整備工事安全教育により、KYT、ヒヤリハット過去の労働災害等から再発防止を図る。

⑤ 全従業員を対象に外部講師を招き研修会を行う。
⑥ 各部署において必要な作業主任者、技能講習、特別教育等の有資格者名簿を整理し、各種技能講習を計画的に人選し受講させる。

⑦ 危険有害業務従事者についての特別教育（酸欠則による第1種作業主任者、第1種圧力容器使用の作業主任者、研削砥石の取り替え、小型ボイラー、フォークリフト運転1t未満、等）の計画及び受講させる。
⑧ 就業制限業務についての有資格者（フォークリフト運転1t以上、等）養成の技能講習の計画及び受講させる。

⑨ リスクアセスメント（化学物質を含む）導入教育を行う。
⑩ 熱中症予防、蜂対策教育を行う。

⑪ 施設の改善整備
① 食品加工場のフォークリフトの運行通路を表示し、作業者との接触事故を防止する。
② 隣接倉庫内にあるテーブルリフターを確認し、定期点検（年次・月次）を検討し、安全作業手順書の作成によ

る作業遵守から転落災害を防止する。
③ 選別機のVベルト回転部に囲いを設けることにより、挟まれ・巻き込まれ災害を防止する。
④ 選別機・洗浄機の漏電防止及びアース接続により感電災害を防止する。
⑤ 男子休憩室内の喫煙室について、受動喫煙防止のための措置を講じる。
⑥ 木材加工工場のフォークリフトの運行通路を表示し、作業者との接触事故を防止する。
⑦ 休止機械の表示及び稼働不可措置から無資格者使用による事故を防止する。
⑧ 休止機械の移設又は立入禁止を検討し、墜落・転落災害を防止する。
⑨ チェンソー、刈払機の更新により低振動機械を選定する。
⑩ 森林整備作業現場において伐木及び下草刈りの際、第三者の立入禁止及び作業者間の注意を促すため、標識による周知を行う。

る作業遵守から転落災害を防止する。
③ 選別機のVベルト回転部に囲いを設けることにより、挟まれ・巻き込まれ災害を防止する。
④ 選別機・洗浄機の漏電防止及びアース接続により感電災害を防止する。
⑤ 男子休憩室内の喫煙室について、受動喫煙防止のための措置を講じる。
⑥ 木材加工工場のフォークリフトの運行通路を表示し、作業者との接触事故を防止する。
⑦ 休止機械の表示及び稼働不可措置から無資格者使用による事故を防止する。
⑧ 休止機械の移設又は立入禁止を検討し、墜落・転落災害を防止する。
⑨ チェンソー、刈払機の更新により低振動機械を選定する。
⑩ 森林整備作業現場において伐木及び下草刈りの際、第三者の立入禁止及び作業者間の注意を促すため、標識による周知を行う。

る作業遵守から転落災害を防止する。
③ 選別機のVベルト回転部に囲いを設けることにより、挟まれ・巻き込まれ災害を防止する。
④ 選別機・洗浄機の漏電防止及びアース接続により感電災害を防止する。
⑤ 男子休憩室内の喫煙室について、受動喫煙防止のための措置を講じる。
⑥ 木材加工工場のフォークリフトの運行通路を表示し、作業者との接触事故を防止する。
⑦ 休止機械の表示及び稼働不可措置から無資格者使用による事故を防止する。
⑧ 休止機械の移設又は立入禁止を検討し、墜落・転落災害を防止する。
⑨ チェンソー、刈払機の更新により低振動機械を選定する。
⑩ 森林整備作業現場において伐木及び下草刈りの際、第三者の立入禁止及び作業者間の注意を促すため、標識による周知を行う。

る作業遵守から転落災害を防止する。
③ 選別機のVベルト回転部に囲いを設けることにより、挟まれ・巻き込まれ災害を防止する。
④ 選別機・洗浄機の漏電防止及びアース接続により感電災害を防止する。
⑤ 男子休憩室内の喫煙室について、受動喫煙防止のための措置を講じる。
⑥ 木材加工工場のフォークリフトの運行通路を表示し、作業者との接触事故を防止する。
⑦ 休止機械の表示及び稼働不可措置から無資格者使用による事故を防止する。
⑧ 休止機械の移設又は立入禁止を検討し、墜落・転落災害を防止する。
⑨ チェンソー、刈払機の更新により低振動機械を選定する。
⑩ 森林整備作業現場において伐木及び下草刈りの際、第三者の立入禁止及び作業者間の注意を促すため、標識による周知を行う。

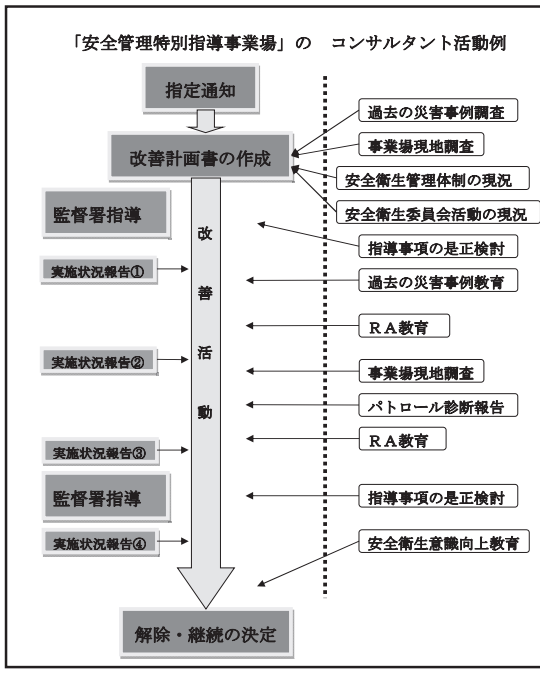
る作業遵守から転落災害を防止する。
③ 選別機のVベルト回転部に囲いを設けることにより、挟まれ・巻き込まれ災害を防止する。
④ 選別機・洗浄機の漏電防止及びアース接続により感電災害を防止する。
⑤ 男子休憩室内の喫煙室について、受動喫煙防止のための措置を講じる。
⑥ 木材加工工場のフォークリフトの運行通路を表示し、作業者との接触事故を防止する。
⑦ 休止機械の表示及び稼働不可措置から無資格者使用による事故を防止する。
⑧ 休止機械の移設又は立入禁止を検討し、墜落・転落災害を防止する。
⑨ チェンソー、刈払機の更新により低振動機械を選定する。
⑩ 森林整備作業現場において伐木及び下草刈りの際、第三者の立入禁止及び作業者間の注意を促すため、標識による周知を行う。

る作業遵守から転落災害を防止する。
③ 選別機のVベルト回転部に囲いを設けることにより、挟まれ・巻き込まれ災害を防止する。
④ 選別機・洗浄機の漏電防止及びアース接続により感電災害を防止する。
⑤ 男子休憩室内の喫煙室について、受動喫煙防止のための措置を講じる。
⑥ 木材加工工場のフォークリフトの運行通路を表示し、作業者との接触事故を防止する。
⑦ 休止機械の表示及び稼働不可措置から無資格者使用による事故を防止する。
⑧ 休止機械の移設又は立入禁止を検討し、墜落・転落災害を防止する。
⑨ チェンソー、刈払機の更新により低振動機械を選定する。
⑩ 森林整備作業現場において伐木及び下草刈りの際、第三者の立入禁止及び作業者間の注意を促すため、標識による周知を行う。

る作業遵守から転落災害を防止する。
③ 選別機のVベルト回転部に囲いを設けることにより、挟まれ・巻き込まれ災害を防止する。
④ 選別機・洗浄機の漏電防止及びアース接続により感電災害を防止する。
⑤ 男子休憩室内の喫煙室について、受動喫煙防止のための措置を講じる。
⑥ 木材加工工場のフォークリフトの運行通路を表示し、作業者との接触事故を防止する。
⑦ 休止機械の表示及び稼働不可措置から無資格者使用による事故を防止する。
⑧ 休止機械の移設又は立入禁止を検討し、墜落・転落災害を防止する。
⑨ チェンソー、刈払機の更新により低振動機械を選定する。
⑩ 森林整備作業現場において伐木及び下草刈りの際、第三者の立入禁止及び作業者間の注意を促すため、標識による周知を行う。

認識すると共に、今後も労働安全水準の向上を目指した取り組みがA事業所で継続されていくための一助と、この制度による労働災害撲滅を目指した事業所の活動をコンサルタントとして積極的に支援していきたい。

(図1)



色々な特性を持つ化学物質



支部長
労働衛生コンサルタント
高橋 良政

私は（一社）新潟県環境衛生中央研究所に勤務している労働衛生コンサルタント（衛生工学）で、通常は勤務先の仕事を通してコンサルタント業務を行っております。仕事は作業環境測定で、工場や事業所の作業環境状態を測定・評価しております。その後コンサルタントとして改善に関することもあり助言や局所排気装置の風量計算等を行っております。最近は大阪の印刷会社での

★安全衛生管理計画書-B70人参考

平成30年度 安全衛生管理活動計画(案)			
事業所	安全衛生管理責任者	安全衛生管理計画	安全衛生管理活動
1	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
2	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
3	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
4	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
5	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
6	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
7	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
8	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
9	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
10	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
11	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
12	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
13	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
14	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
15	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
16	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
17	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
18	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
19	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
20	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇



安全衛生相談センター所長
労働安全コンサルタント
但田(ただ) 沈

安全衛生管理計画書について

胆管がんや福井県での膀胱がんの発生で、化学物質に関する規制が厳しくなってきたりします。しかし、私が事業所等に伺った感じでは、以前と比べれば意識は高くなりましたが、化学物質のSDS(安全データシート)の種類が多く見ることが面倒だ、良くわからないといった意見が多く聞かれました。化学物質の中には色々な特性を持ったものがあります。

例えばメタノール等は防毒マスクがほとんど効きません。防毒マスクの吸気缶には破過時間(有害物を吸着しなくなる)があり、物質によって異なるメタノールは極端に短い原因となりました。オルトトルイジンは、皮膚からの吸収で発生しました。皆様も職場で化学物質を使用するときは、面倒がらずにSDSを読んで自分の身を守ってください。

▼毎年安全衛生管理計画書を各事業場で監督署に提出していますが、計画と実施が一致しない「もったいない」計画書がファイイルされています。▼A・(従業員数二百〜五百人位)①労働安全マネジメントシステムを基本にしているがリスクアセスメントの理解が少ない。②安衛管理体制では安衛委員会の運営や日常の管理活動も実施記録があるがマネリ化の傾向。③委員会としての議論の中に衛生委員会としての項目がもつと計画されても



ノウハウとノウホワイ

新潟支部 事務局長
労働安全コンサルタント
鈴木 誠

良いのでは。(長時間労働問題他、メンタルヘルス対策等)▼B・(従業員五十〜百人位)①基本方針や目標・重点事項が2年越しの計画書も②リスクアセスメントの導入と推進が計画にはあるが、中断したままの所がある。③安全PTの計画が未実施。▼C・(従業員十〜四十九人)

①カレンダー型の計画書でも良いから管理計画を作成した。②安衛推進者を中心に安衛会議を計画の事業場あり。▼散見される計画書の悪さ加減を挙げて見ましたが、法令を遵守し先手の安衛管理を実施されている事業場も多くある事を付け加えて置きます。

平成30年6月28日付で事務局長に再任いたしました。鈴木誠と申します。まだまだ若輩者ではございますがよろしくお願ひ申し上げます。現在、新潟県内を始め東北、関東、関西を中心に全国で安全顧問、教育指導などを実施しています。またJITCOの北関東甲信越外国人技能実習生安全衛生基準講師として業務も行っております。安全衛生法だけでなく労働基準法、労働者災害補償保険法、高圧ガス保安法、環境法、消防法等様々な法律相談や業務相談も行っていますのでいつでもご相談してください。最近ですがコミュニケーションの重要性について考えさせら

れています。(自分が最も必要な気が・)そんなある日、コンサルの師匠(どこかの元労働局長らしい)からお話を聞いたのですが、その師匠は、法律は暗記ではないというのです。先生が言うにはただ法令条文を暗記するのではなく、その背景にある「なぜ」とか「どうして」というのを理解すれば、暗記しようとしなくとも、頭に入るといいます。言わんとすることは分かるんですけれど、本当かいなと思いついてみるとこれは、物事の背景にある、なぜを知るといこと、これは安全活動でも大切ではと気づきました。安全活動にかぎらず、マニュアルはノウハウです。「どうや

るか」というですな。でもノウハウには、どうしてやるのかの見るべき点は欠けています。決まっているのだから、やりなさいということがほとんどです。ちなみに、「法令だからやれ」とか「規則だからやれ」といつて押し付ける人間は大したことないと思うし、超スーパーウルトラ大っ嫌いです。まあ現実的な話として、やることは知っているけど、やらないということが多いのではないのでしょうか。例えば、ヘルメットのかぶり方も、安全帯の使い方も、知っていると思えます。欠けている視点は、なぜやらなければならぬのかと言う点ですね。なぜを知ることは、ノウホワイという事です。まあ横文字の多い事！横文字を使う際に和訳が無いと腹が立ちます。まあそれは置いておいて、どうしてそれを行うのか？どうしてやらなければならぬのか？これをしっかりと教育して納得させることが大切なのです。ヘルメットを着用するのは、頭部を守るためです。そんなこと誰でも知っているわと言いたいところですが、頭部を怪我をするのは、どうしてダメなのでしょうか？頭が悪くなり、毛髪が抜けるから？違う！頭をぶつけたら、墜落した時に頭を打つことは、致命傷になります。衝撃をうけるのですから、サイズが合っていないから、衝撃で外れてしまいます。だから正しく着用しなければならぬ。

らんのですね。前述にもある通り、「法令だからやれ」とか「規則だからやれ」といつて押し付けるのは大手企業の上層部は受け入れるでしょうよ、労働者は受け入れません。だって理由のない行動、意味もない行動は苦痛ではないもの。意味のないことはやりたくないですよね？まあ、こんな物つけないでも事故なんて起こさないという気持があるのではないのでしょうか。

まあ確かに、事故は100回に1回程度しかおこらないかもしれない。でも！たった1回で致命傷になることがあります。安全対策には、どんな危険から守るために、なぜ必要なのかをきちんと教育する必要があります。大切なのは、「なぜ」なんです。やはりその理由の中には、自分の身を守るだけでなく、職場の人達、そして家族がある

落語「百年目」



新潟市内で毎年1月に桂文珍さんの独演会が開かれています。私は毎回行ってますが、そのつと落語は見て・聴いて・雰囲気を感じて・聴いてつくづく思います。私は技能講習講師の職に就

ます。自分が事故にあうと、周りの人は悲しみます、そしてあなたに被害が及びます。あなただけではありません。（言われてみたいわ。）

あなたが大切に想う人のことも、あなた自身を守るための理由になるのではないのでしょうか。なか途中から自分の感想とか自分の言葉になっていきますが皆さん、時代はどんどん変化しています。

何が必要でどうすればいいのか、常に勉強する必要がありますね。「人生常に勉強」そして「謙譲」の心を持ち教育指導できたらいいなと思います。（熱くお願いします。）



監事
労働安全コンサルタント
佐々木 明

いておりますが、落語とこの講習講師の共通点には、その場の空気を読む力やお客（受講者）を惹きつける力が必要だと思います。その点、自分の体一つで登場人物すべてを演じる落語家の所作や間の取り

方は講習を行う上で非常に参考になります。

落語の稽古は、師匠から晰を教わりしつかりと覚えて、その晰を師匠の前で演ずるわけですが、肝心なことは晰の



実技講習（玉掛け技能）



学科講習風景

ストーリーを暗記することでなく演ずる際のしぐさや目線の持つていき方などを身につけること（自然な所作）だと言われています。

薬局にて



監事
労働衛生コンサルタント
相馬 英昭

る場を主人に見られクビかと憂いていたところ、主人は一番頭に「旦那」という言葉の由来を説明していくなかで、「人使いと組織を運営する要諦」を諭す。という晰ですが、一番頭が店の者に「露を下す」を成していないことをピシリ！と指摘する。私の好きな落語のひとつです。

いつも二人一緒に来局する老夫婦。奥さんは認知症のため、いつもの旦那さんが付き添い世話をしてあげている。その後、奥さんは寝たきりになり自宅で息を引き取った。奥さんが亡くなった後、旦那さんが一人で来局したが、やはり気落ちしているように感じられた。奥さんが入院した方、旦那さんを亡くされた方。思い出話に気の利いた返事も出来ず、ただうなずき聞くだけ。

近年、老人性うつ病が増えてきているとのこと。認知症との鑑別が難しくはつきりとした人数ではないが、60、70代で40万人程度。30、40代とほぼ同じくらいの人数だという。配偶者との死別や離職、子供達との別居など環境の変化が一番の原因。労働者のメンタルヘルスはもちろん大事なこと。ただ高齢化社会になる今後は、さらに離職者のメンタルヘルスも考えなければならぬのでは？コンサルタント、薬剤師としてなができるのか自問自答している。薬局に来て世間話をして息抜きをするでもよし。少しでも気分が軽くなって帰宅してもらえれば良いのかも。私が勤める薬局は、投薬、服薬指導による体の健康だけでなく心の健康にも貢献できる薬局でありたいと思っている。

災害調査は誰が実施すべきか



事業企画委員長
労働安全・衛生コンサルタント
藤巻 一光

最近ある工場の労働災害報告書を見せて頂く機会があった。発生状況も判り易く、原因対策も的を得てはいたが、踏み込みが浅いと感じたので、作成の背景を聞いてみた。そして総務課長と安全管理者が現場で発生状況を確認し、関係者から事情聴取して報告書を作っているとのこと。その内容は関係者に通知しているものの、上意下達であり驚いた。

因対策を検討した。安全衛生部門のスタッフや安全管理者も末席に座り助言はするが、オブザーバーに過ぎなかった。事務管理部門での報告書の清書は仕方がないにしても、原因対策など、その中身については被災者も含め作業を担当している部門で討議すべきであろう。関係者自らが再発防止策を立て、皆で守っていく姿勢が大切だからである。安全活動とは自主管理活動であり、一人一人が活動に関与する過程を通じて、組織の安全水準が向上して行くものと考えている。この工場にもその後、改めて頂いた。



研修委員長
労働安全コンサルタント
内山 秀明

今年の2月に開催された平昌冬季五輪から半年以上経過しましたが、いまだに脳裏に

深く焼き付いているのが女子団体パシュートです。まさに「阿吽の呼吸」で金

メダルに輝いたと言えましよう。もちろんその他にも、選手との役割と能力を組み合わせた組織力と選手一人一人のたゆまぬ努力がもたらした結果も大きいと思います。

ところで、「阿吽の呼吸」という言葉は良く聞きますが、例として金剛力士像があります。奈良東大寺南大門にある像が特に有名ですが、向かって左側が「阿形像」、右側が「吽形像」で運慶、快慶によって造られた像です。約6tもの重量の像の創作にあたって、運慶、快慶は弟子をとりまとめるリーダーであり当然職人が怪我をしない配慮も不可欠です。

産業保健と労働衛生コンサルタント



産業保健委員長
渡邊 路子

と申します。労働衛生コンサルタント（保健衛生）として本会員に登録させていただ

の始まりの意思がピタリと一致することです。我々も仕事を進めていく中で、「阿吽の呼吸」でピタリと息の合った管理を継続することが無事故・無災害に繋がると信じております。



ているにも関わらず、本会にほとんど貢献できていないことを心苦しく思っております。産業保健を取り巻く現状としては、長時間労働等の過重労働による健康障害の防止、生活習慣病予防、メンタルヘルス対策、疾病を抱える労働者の治療と就労の両立支援、受動喫煙防止対策等実に多くの課題があります。これらの課題は組織的に取り組まなければいけないことばかりです。まさに労働衛生コンサルタントの出番というところですが、まだ十分に活用されているとは言えない状況です。2018年4月からスタートした第13次労働災害防止計画では、労働安全・労働衛生コンサルタント等の専門人材の積極的な活用を総合的に検討し、安全衛生管理組織の強化を図ると明記されました。これを機会に、産業保健委員会も何かアクションを起こさなければと思っております。会員の皆さまの叡智とご協力のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。



第4次産業革命と労働安全衛生



広報委員長
労働衛生コンサルタント
鈴木 美和

最近IT業界の方と一緒する機会が増えていて、第4次産業革命の勢いには驚かされるばかりです。AI（人工知能）が電子メールから人の性格や感情、人間関係を解析する技術はすでに実用化され、VR（バーチャルリアリティ）が安全衛生教育に使われるようになっていきます。将来的には人間の体にチップが埋め込まれて、メンタルが低下したらボタンを押すとセロトニンが分泌されるようになる、と、彼らは言います。彼らと一緒にいると、この激動の時代において労働安全衛生のあり方も変わっていくだろうという思いが強くなっています、敢えて全く異分野の彼らにこれからの労働安全衛生や健康経営などの話題を振ってディスカッションする

のが最近の私の楽しみです。「場所に縛られない働き方が進んできたなら、職場づくりで大切なことは何？」「それは近距離恋愛か長距離恋愛かということだけだよ」。彼らの答えは案外：いえ、かなり本質をついています。共に働き方改革を担う者同士。こういったご縁を有難いと思いつつ、私たちも彼らに負けずに時代を見据えた産業保健活動を展開していかなければと思う今日この頃です。



支部トピックス

②会員異動状況

本会退会	1名	山本 賢	
業務部会退会	1名	野口 修也	
共有会員	安全会員	衛生会員	特別会員
5	15	21	0
準会員	左記本会計	業務部会未加入	業務部会会員
0	41	5	36

①会議行事渉外関係

年度	会議行事	開催日	場所	参加人数
平成28年度	総会・業務研修会	平成28年6月8日	ラングウッド	13名
	ブロック会議	平成28年10月27日	サンルート新潟	18名
	臨時総会・業務研修会	平成28年12月3日	サンルート新潟	22名
平成29年度	理事会	平成29年4月15日	クロスパル新潟	7名
	総会・業務研修会	平成29年6月30日	アートホテル新潟駅前	13名
	理事会・臨時総会業務研修会	平成29年12月2日	アートホテル新潟駅前	14名
平成30年度	理事会	平成30年4月21日	クロスパル新潟	8名

③広報委員会報告

- (1)平成29年10月1日 支部ニュース（第24号） 発送・電子化
ア)新潟支部レポートカ
ラー版発行
イ)新潟支部業務会員名簿リニューアル
- (2)広報活動
ア)平成27年度コンサル
タント制度推進月間
リーフレット作成配布
イ)支部ホームページ活用
- (3)労働局、労働基準監督署へ継続開設報告(鈴木誠)
- ④事業委員会報告
平成29年度継続事業・講師実施者

依頼者名	氏名
本部(林災防) 診断事業	内山・高橋
センター受注	則
大学講義	但田
新潟大学 統括業務(各種相談・計画作成)	H29年4月～7月 大島
新潟大学 統括業務(各種相談・計画作成・審査)	H29年8月～30年3月 鈴木誠
新潟大学 診断業務	大島
長岡科学技術大学 統括業務	高橋良
長岡科学技術大学 巡回業務	相田・阿部・鈴木美・鈴木武・鈴木誠
長岡科学技術大学 ドローン施工講演	鈴木誠

⑤業務研修会報告

平成29年度第1回
平成29年6月30日
講師：新潟労働局 健康安全衛生課長 野田 恭義様
安全衛生行政の動向、墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書概要、St
op 熱中症クールワーク
キャンペーン、働き方改革

長岡科学技術大学 WISDS業務	高橋良
長岡労働安全指導場 集団講義	但田
三条労基集団指導RA	長谷川
新潟労基集団指導RA	鈴木誠
三条労基集団指導受 動喫煙	五十嵐
三条労基集団指導健 康体操	鈴木美
大原鉄工	長谷川
長岡労基安全指導RA	高橋則
長岡労基安全指導RA	五十嵐
本部 新潟労働局 役講習	鈴木誠
本部 荷役診断事業	阿部・但田・藤巻
本部 長岡受動喫煙	高橋良
ビルメンテ新潟講義	阿部
ビルメンテ長岡講義	但田
上越労基安全指導化 学物質RA	内納
東港安全協議会講演	鈴木武
妙法育成牧場災害調 査指導	大島
新潟県企業局安全講話	長谷川

実行計画に基づく事業場における治療と職業生活の両立支援について、職場の健康づくりを応援

平成29年度産業保健関係助成金の案内、第93回全国安全週間実施要綱

平成29年12月2日

総会議論が多く未実施

新潟支部の運営について

行政機関への協力及びコミュニケーションの強化

1 平成30年度労働安全衛生行政(第13次労働災害防止計画)に積極的に参加する。

(2) 局健康管理課及び署安全衛生課とのコミュニケーションを強化する。

(3) 事務局長が新潟労働局管内すべての署長及び安衛課長にPR活動を行い更なるコミュニケーションを図る。

2 生涯研修制度の推進

労働安全衛生コンサルタント資質向上を目的とする生涯研修制度について参加を奨励する。

※資格有効期日超過者に関して本部より資格消滅の通知予定

3 業務部会の促進を図る

4 業務活動の推進

(1) 平成30年度全国安全衛生週間に協力し、労働安全衛生コンサルタントの活用を促進する。

(2) 安全衛生相談センターによる無料相談を実施する。

(3) 各種災害防止団体との連携を強化する。

(4) 新潟産業保健推進連絡事務所、地域産業保健センター事業活動に協力し労働衛生コンサルタント業務を開拓する。

(5) 労働安全MS(ISO45001)の普及、コンサルタント業務活動の中でも推進する。

(6) 労働安全衛生コンサルタント表示を実施する。(退会者処分・穴埋)

5 第23回労働安全衛生コンサルタント制度推進月間行事の組織的展開

(1) 労働安全衛生コンサルタント制度推進月間実施要綱による支部活動を展開する。

6 業務研修会の開催と出席会員数の拡大

(1) 第1回研修会

平成30年6月26日(火)

①第一部

テーマ…1化学物質のリスク

クアセメントについて

2 管理者申請と計画届の申請

講師…五十嵐俊彦先生

2 鈴木 誠先生

②第二部

テーマ…今年の労働安全衛生行政の動向について

講師…新潟労働局労働基準部健康安全課長

高橋 英人様

(2) 第2回研修会 平成30年12月上旬を予定しています。

①第一部

テーマ…労働衛生を予定

しています。

講師…研修委員長が指名します。

(4) 第1回理事会(平成29年度)

平成29年4月第1週土曜日

7 ブロック会議の開催

今年度は長野か栃木開催(未定)となるので、開催に伴い支部長を中心に準備にあたる。

8 広報活動の展開

(1) 平成30年度10月上旬に支部ニュース(第25号)を発行

電子化し参考となるコンサルタント活動の紹介する。

(2) 労働基準監督署設置の支部業務部会会員掲示板について

では、各署の使用状況を会員に紹介し、空きスペースのある箇所については、掲示希望者を募る。

9 理事業務部会の開催

(1) 第1回理事会(平成30年度)

平成30年4月21日

(2) 第1回総会・業務部会(平成30年度)

平成30年6月26日

(3) 第2回総会・業務部会(平成30年度)

平成30年12月8日(土) 予定

(4) 第1回理事会(平成31年度)

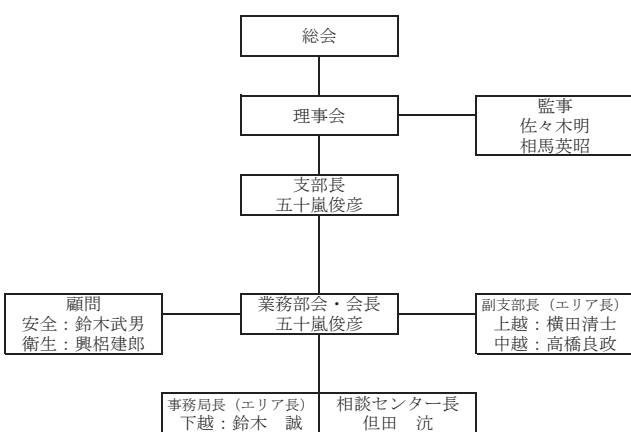
平成31年4月6日(土) 予定

編集後記

今回の支部ニュースはいかがだったでしょうか。当会の広報誌は今年度からまた紙面を従来のスタイルに戻すことにいたしました。昨年度試行的に大幅なリニューアルを試みて、結果的に昨年のスタイルは継続できなかつたわけですが、当会が試行錯誤し挑戦をしているという姿勢を皆様にも感じていただけたのではないかと思います。今後とも当会と支部ニュースをよろしくお願いたします。

(鈴木美和)

平成30年度新潟支部新組織



産業保健委員会 (委員長: 渡邊路子)	研修委員会 (委員長: 内山英明)	事業企画・委員会 (委員長: 藤巻一光)	広報委員会 (委員長: 鈴木美和)
副委員長: 内納大典	副委員長: 鈴木誠	副委員長: 鈴木直夫	副委員長: 阿部幸雄
田村 三樹夫	相田 八郎	山口 勝彦	高橋 則夫
大島 厚夫	豊島 豊秀	渡辺 一夫	HP: 五十嵐 俊彦
西村 義孝	橋本 滋	松井 一光	横田 清士
	矢崎 芳直	長谷川 信	高橋 良政
	田村 佳之	但田 沅	